

函館市文書取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月22日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第20号

函館市文書取扱規則の一部を改正する規則

函館市文書取扱規則（昭和35年函館市規則第36号）の一部を次のように改正する。

別表中

福祉事務所次世代育成課	函 福 事 育	を
福祉事務所子ども見守り・相談課	函 福 事 相	に、
子ども未来部次世代育成課	函 子 育	を
子ども未来部子ども健やか育成課	函 子 育	に、
子ども未来部子ども見守り・相談課	函 子 相	
環境部環境総務課	函 環 総	を
環境部環境総務課	函 環 総	に
環境部環境政策課	函 環 政	

改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。